

ビールには、不安を和らげる効果があるそうです。今年の新入社員は「ビジネス社会を生き抜くのに必要なものは？」の質問で、バブル期入社組に比べ「忍耐力・根性」の回答が2倍以上。先行き不安からの結果でしょうが、頑張りすぎも体に毒です。こんな時期は「とりあえず、ビール！」で息を抜いてあげたいですね。

365日が楽しくてたまらない!「商売のヒント」

今月の商売のヒント:【「100点でした」と言えるまで】

盲目の日本人ピアニスト辻井伸行さんが、第13回ヴァン・クライバーン国際ピアノコンクールで優勝した雄姿に感動したのは記憶に新しいところです。ハンディキャップを克服しての快挙などと賞賛されましたが、コンクールでの演奏は純粋に素晴らしく、盲目であることをあえて持ち出す必要があるのかと疑問に思うほどの「ブラボー」でした。というより、最上級を意味する「ブラビッシモ」です。その一方で、クラシック音楽の演奏から個性がなくなっているという意見があります。クラシックは“再生ミュージック”とも言われ、当時の作曲家の音楽性を尊重しながら曲を解釈するので、「音楽を奏でる」というより「音楽を作る」という表現のほうがしっくりきます。技巧的な演奏だけなら、曲によ



によっては子どもでもできるでしょう。しかし、内面から演奏するには大局観のようなものがないと難しいのです。ピアニストで作曲家のファジル・サイ氏はそれを「自らの“内なる声”」と表現しています。素人判断でも辻井さんのピアノは確かに「内なる声」でした。コンクールでの演奏の出来ばえを訊かれ、「100点でした」と答えた笑顔からそれがうかがえます。快挙と称えるなら、まずはその点ではないでしょうか。相変わらずの不景気に多くの経営者が嘆いています。経済全体が低迷しているのだから自分の会社だけが頑張っても仕方ないと、頭の上を嵐が通り過ぎるのを待っています。とはいえ強風に耐えられるのはレンガの家だけで、藁や木の枝の家は吹き飛んでしまうかもしれません。そこで

「うちの会社は藁の家だ」と両手を上げたらおしまいです。が、「うちの会社はレンガの家だ」と慢心すれば、残念な結果になったアメリカの自動車業界とまったく同じ道をたどることでしょう。こんな時代に全天候型の商売のヒントがあるとしたら、今できることを今やるだけです。「やってるつもり」ではなく、「100点でした」と言えるまでブラビッシモでやることです。規模こそ違え過去にも嵐はありました。それを耐え抜いた経験による「内なる声」こそが、不況の今、使える商売のヒントだろうと思います。

今さら聞けない 経済用語

【今月の教えてキーワード: 第三セクター (三セク)】

国や地方自治体と民間企業が共同で出資して設立した法人。公企業を第一セクター、私企業を第二セクターとし、それらとは異なる第三の方式による法人という意味からこう呼ばれる。その形態はさまざまだが、表面上は私企業として設立され、その資本のほとんどを地方公共団体などが出資するケースが目立つ。つまり「株式会社≠第三セクター」という訳ではない。また、事業の見通しの甘さなどから経営が悪化しているものも多い。

痛快! えだまめ君

画: ほりひろみ



知っとこ! 「税務のマメ知識」

【追加経済対策で中小企業の交際費枠が拡大されました】

個人事業では、業務に直接必要なものであれば全額経費になりますが、法人では少し違ってきます。これは、法人と個人事業の大きな違いの1つです。



税法による交際費とは「会社が得意先や仕入先、その他事業に関係のある人への接待、慰安などの費用」のことをいいます。交際費は外部に対してという意識が強いですが、税法では自社の役員や従業員、株主なども対象となることがあります。

その交際費ですが、平成20年度までは資本金が1億円以下の法人に対して「年間400万円の90%」が損金(経費)として認められました。しかし、急激に悪化する経済を下支えするため、追加経済対策として、平成21年度からは「年間600万円の90%」に拡充されました。つまり、600万円の交際費を使うと、平成20年度の場合は、そのうちの400万円の90%である360万円が損金になるのに対して、平成21年度では600万円の90%である540万円が損金となります。その差は「180万円」。仮に法人税率40%で計算すると、今回の「交際費損金算入枠の拡充」により、72万円の節税ができることとなります。このような時期ですから、政府の経済対策など漏らさず活用していきたいですね。また、少しでも疑問に思うことなどがありましたら、いつでもお気軽にご相談ください。

今月のあなたの運勢

鑑定: 妙慎

A型

新規計画を実行に移すには、少しばかり時期尚早です。現在手がけていることを一段落つけてからゆっくりと!

B型

「終わり良ければすべて良し」と心得て下さい。途中、乱れが起きたとしても、気にせず前進し続けましょう。

O型

今まで準備してきたことに着手すると吉です。但し、決して独断に走らず、周囲と協力することを忘れずに!

AB型

運勢は上昇しつつあるものの、まだまだ油断は禁物です。見切り発車をせず、慎重に対応すれば吉となります。

年金受給権の評価減を利用した相続税対策

今月号の「税務・経理のトピックス」は、[保険を利用した相続税対策](#)についてご紹介しています。これは、[年金受給権の評価減を利用して相続税評価額を大幅に下げる](#)事を目的とした方法です。**最大で80%の評価減**が可能です。ここでご紹介している『一時払個人年金保険』は、告知や医師の診断が不要、89歳まで契約が可能など加入しやすい点にも注目です。

斉藤会計事務所

斉藤会計.JP

〒160-0022

東京都新宿区新宿 1-23-8 タチハラビル 501

TEL: 03-5368-8761

FAX: 03-5368-8763

ホームページ: <http://www.saito-kaikei.co.jp>

8月の税務・労務

- 個人事業税の納付（第1期分）
- 個人の住民税の納付（第2期分）
- 6月決算法人の確定申告・・・8/31
- 12月決算法人の中間申告・・・8/31



9月の税務・労務

- 7月決算法人の確定申告・・・9/30
- 1月決算法人の中間申告・・・9/30

税務・経理のトピックス

相続はいつ起こるか分かりません。また、相続財産の評価額は、財産の種類などによって異なります。そのため、計画的な事前準備が必要です。

今回は「一時払個人年金保険」を活用した相続対策をご紹介します。

相続財産である生命保険金には、法定相続人の人数に応じた非課税枠があり、また保険金を年金で受け取ることで、相続財産としての評価額を下げる事ができます（＝年金受給権の評価減）。

年金受給権の評価（相続税法第24条）

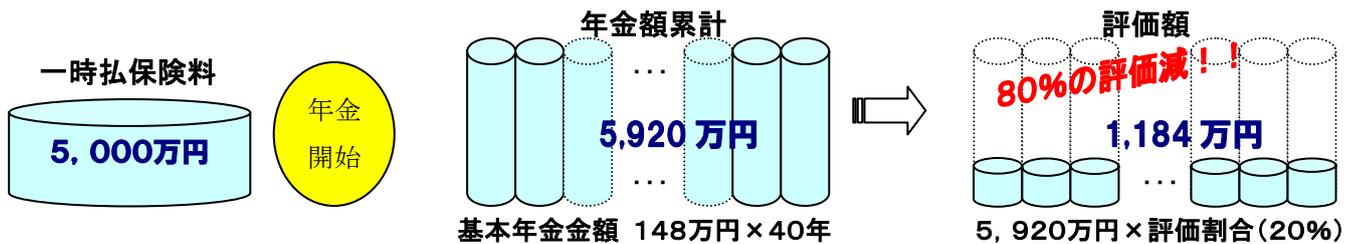
※最大で80%の評価減

残存年数	5年以下	5年超 10年以下	10年超 15年以下	15年超 25年以下	25年超 35年以下	35年超
評価割合	70%	60%	50%	40%	30%	20%

<契約例>

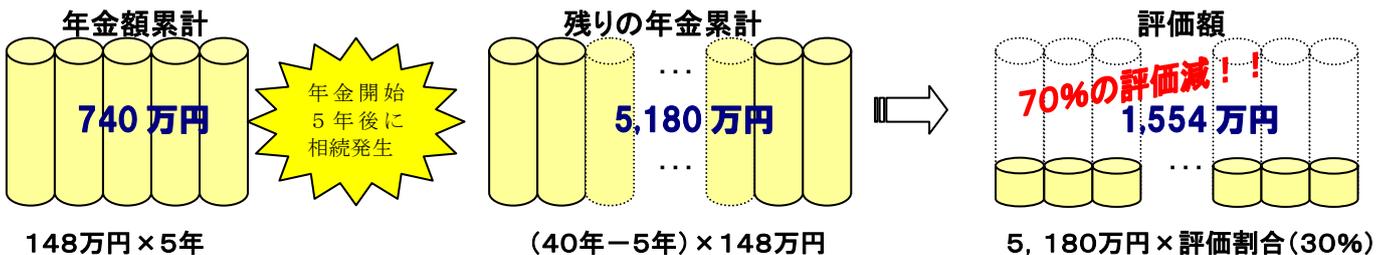
- ・ 契約者／被保険者：60歳（男性）
- ・ 年金開始年齢：61歳（据置期間1年）
- ・ 年金支払期間：40年 基本年金金額 148万円
- ・ 一時払保険料：5,000万円

■年金開始時に相続人に、「年金受給権」を贈与■



→贈与税の課税価格は一時払保険料を下回るため、相続対策として有効

■年金開始5年後に被相続人死亡により、「年金受給権」を相続■



→相続税の課税価格は一時払保険料を下回るため、相続対策として有効

また、開始後4年目以降になりますと、毎年の受給分+残りの期間分を一括受給した場合の金額の合計額が5,000万円以上になり、一時払分を上回ります。

※上記は概算です。保険加入の相談、ご質問等は各担当者にお尋ねください。

(斉藤会計 JP 柳川裕子)



こんにちは、プリンティング・アドバイザーの石黒智子です。ここでは『印刷会社が集まってくるお得な情報』『知っているようで意外と知らない印刷物のルール』『印刷物がグンと見栄え良くなるちょっとしたコツ』などをお伝えします。今すぐには必要がなくても、頭の中の引き出しに入れておいたら「ココ!」という場面で、きっとあなたのお役に立つはずです!

さて、「空目 (そらめ)」という言葉聞いたことがありますか? 「耳」じゃありませんよ「目」です。元々は「見えないのに見たように思うこと」「実際にはないものが見えたような気がする」という意味で使われていましたが、最近では「字体の似た文字や、文字の順番が異なる別の単語と見間違えること」という意味でも使われています。少し前にこんな文章がネットで話題になりました。ご存知の方もいらっしゃるかも知れませんが、とっても面白いのでご存じない方のためにご紹介しますね。まずはスルッと読んでみてください。

こんにちは みさなん おんげき ですか? わしたは げんき です。この ぶんしょう は いりぎすの ケブンツリジ だがいく の けゅきんう の けっか にんげ は もじを にしんき するとき その さしいよ と さいご の もさじえ あいてつれば じばんゆん は めくちちゃや でも ちんやとよめる という けゅきんう にもづいとて わざと もじの じんばゆん を いかれえて あまりす。どでうす? ちんやと よちめう でしょ?

どうですか? 本当にちゃんと読めちゃうから面白いですね。人間の脳というのは便利なものです。



でも、この「読めちゃう」のが困る時もあります。そう、印刷物の校正の時です。何気なく読んでしまうと、致命的なミスにつながります。10年ほど前に、三重県のある市の市制 45 周年記念事業で作製した市史に 2500 箇所ミスが見つ

たという話がありました。もちろん誤植だけではなく、事実関係の誤りや表記の不統一も含めてですが、この市史は元教員等の 6 人の編纂 (へんさん) 委員が 4 年間もかけて作製したものらしいです。この例は特殊だとしても、文字は、どんなに気をつけていても読めば読むほど読み飛ばしてしまうから不思議です。

校正をする人は「文字を見たら間違っていると思え」と思いながら校正をしなくてははいけませんね。弊社では「校正は後ろから読め」と言っています。要するに、記号として文字を見てちゃんと確認をするということが必要なのです。

最近はパソコンで何でも作れますから、皆さんも校正と無縁ではないと思います。ミスは思わぬところに潜んでいます。「どうしてここを見落としたのお〜!」なんて後から青くなるようなミスは、意外に大きな文字にあることが多いようです。チラシでいえば、タイトルや日時などの部分です。なぜか人は、大きな文字は間違っていないと思い込んでいます。「なぜここを見落としたの?」と後で聞くと「まさかそんなところが間違っているとは思わなくて、よく確認しなかった」というびっくりの返事が必ず返ってきます。文字の確認をするときは、間違うと困る大きな文字や電話番号等から確認をするようにしましょう。小さな文字や説明文などは、多少間違っているても読み手も空目で解釈して読んでくれますから、結構、発見されにくいものですが、作り手のこちらを気も抜かずしっかりとチェックしましょうね。